



(電子版)

info@jikosoren.jp

2020年 第7号 2020年3月13日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201  
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

## コロナの影響 バス・タクシー労働者への支援を 参議院国土交通委員会 武田良介議員（共）が質問

自交総連の3・5中央行動で、国交省・厚労省交渉に同席した日本共産党の武田良介参院議員（写真）は、交渉で出された労働者の声もふまえて、3月10日の参議院国土交通委員会で質問に立ち、新型コロナウイルス感染拡大に関して、バス・タクシーの営業が困難になり、労働者の賃金も大幅に下がっていると、強力な国の支援措置が必要だと迫りました。赤羽国交大臣は、よく検討して、対応を考えていかなければいけない状況であれば適切に対応したい、と答えました。

質疑の概要は次のとおりです。



○武田良介議員（日本共産党） 国交省は、バス・タクシー業界の影響をどのように把握しているのか。

○一見勝之国交省自動車局長 地方運輸局の相談窓口への相談とプッシュ型の調査で実態把握を行っている。乗合バスは利用者減少、インバウンドの多い高速バス・空港アクセスバスの利用者減少はかなり出ている。貸切バスはインバウンド、遠足・修学旅行の中止、タクシーは夜間、繁華街での影響がかなり大きい。事業者から資金繰りや従業員の雇用維持への不安も出ている。

○武田議員 自交総連に寄せられた実態では、福岡の事業者で観光バスの予約が100%キャンセルで予約がゼロになって、このままでは会社がもたないと経営者が言っているという声も寄せられている。調査を3月3日から始めているが、これは遅すぎたのではないか。実際にはすでに深刻な事態が進行している。

自交総連から提供のあった資料で、タクシーのA社の稼働1台当たりの前年同時期比の営業収入は、1月3週は増減率ゼロだったが、2月1週は5%減、4週で20%減、3月1日では40%の減となっている。B社でも2月3週は7.5%減、4週には14%減、3月1日には35%と急激に落ち込んでいる。3月に入っての悪化が顕著だというのは容易に想定できたのではないか。

○一見局長 おっしゃるとおり3月に入って非常に厳しい状況になっている。聞き取りやバス協会の調査は2月からしている。

- 武田議員** その調査票で、雇用状況について「解雇を行った等、人数」とあるが、解雇を行うということを考えているのか、問題ではないか。大臣、解雇される労働者を一人も出さないという決意に揺るぎはないか。
- 赤羽一嘉国土交通大臣** その思いですっと取り組んできた。調査で解雇を是認しているということではない。
- 武田議員** 雇用調整助成金の要件を緩和したということだが、タクシー労働者のような歩合給で働いている労働者を、現行の休業手当で生活が守れるか。自交総連の皆さんが聞き取った声では、タクシー歴15年の運転者さん、売上げは平均5万円以上あったのが直近では3万円を切る、会社では3年前に賃金改定をして足切りがきつくなつたと、足切りというのは営業収入が一定の金額以下であれば歩合率を低くするというしくみ、足切りに到達できないと賃金が大きく減少してしまう。
- 厚労省にうかがうが、タクシー労働者はただでさえ低い賃金で働いていて、その上歩合率も低下して賃金が下がる、その賃金の6割の休業手当で生活が守れると考えているのか。
- 松本貴久厚生労働省大臣官房審議官（労災、建設・自動車運送分野担当）** 労基法26条によって使用者の責に帰すべき事由による休業の場合の休業手当は、平均賃金の100分の60までだが、それを超える休業手当の支払については労使で十分に話し合っていて、各企業で任意に定めることができる。
- 厚労省として、雇用調整助成金の要件緩和をする。ひきつづき、休業手当等を支払う事業主を積極的に支援していく。
- 武田議員** 事業者に助成しても事業者の負担は残る。労使で相談してといっても、営業収入全体が悪化している中で、労働者のところまで支援がいくのか。
- 大臣にうかがいたい、バス・タクシーの労働者に対する抜本的な支援策の強化が求められるのではないか。学校の臨時休校に伴うものだけでなく、コロナで休業を余儀なくされたような場合に、事業主を通さずに労働者に直接支給させる、そういう支援制度も必要ではないか。
- 赤羽大臣** 現行、残念ながら、国土交通省のなかではそうした仕組みはない。そうしたことが必要なのかどうか、よく検討して、対応を考えていかなければいけない状況であれば適切に対応したい。
- 武田議員** 思い切った支援策が求められていることを強調したい。
- 金融機関の貸し剥しについてうかがいたい。経営の悪化が広がれば、バス・タクシー会社への金融機関の貸し剥しがしも起こりうるのではないか、その懸念の声も広がっている。金融庁の認識は。
- 石田晋也金融庁監督局参事官** 金融庁では、金融機関に対して、事業者の資金繰り支援を迅速かつ適切に取り組むよう大臣名で談話を発表した。具体的には、金融機関として事業者の実態をきめ細かく把握する、既往債務の返済猶予等の条件変更について柔軟に対応する、新規融資に迅速かつ適切に対応することを要請した。着実に実行されるよう金融機関のモニタリングをしていきたい。
- 武田議員** 貸し剥しが起こらないように、一社たりとも倒産する会社がないように、しっかりと金融機関を見張っていただきたい。（以下略）